

終章

第1章 理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の理念・目的は、2000年4月の開学時に定めた「立命館アジア太平洋大学 開学宣言」で明確に述べられている。また、開学宣言から導き出された教育研究上の目的（人材育成目的）も学部・研究科（専攻）単位で定めており、学則に明示されている。

2015年には「2030年のAPUのあるべき姿、望ましい姿」としてAPU2030ビジョンを策定し、これを基本方針として2015年度から2020年度までの具体の行動計画として「APU2020 後半期計画」を策定し、APU2030ビジョンを記載したクリアフォルダーの作成等を通して学内外に対して積極的に発信している。

このように大学の理念・目的は適切に設定され、それを踏まえた学部・研究科の目的も適切に設定されていると判断できるが、開学宣言と比べると、特に学部・研究科（専攻）単位の教育研究上の目的（人材育成目的）の深い理解には課題が残る。

本学は2020年に開学20周年を迎える予定であり、2019年4月より開始する20周年事業において大学の理念・目的や社会的意義の発信等に積極的に取り組むための準備を進めていく予定である。

→ 達成

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念である「立命館アジア太平洋大学開学宣言」および「教育研究上の目的（人材育成目的）」は、本学のホームページ、学部履修ハンドブック（学部生用、日英二言語）、Graduate Academic Handbook（大学院生用、英語のみ）等に掲載し、教職員、学生、社会に対して広く公表している。また、「立命館アジア太平洋大学開学宣言」を刻したモニュメントを、本学の理念の象徴として、行き交う学生や来学者の目に留まるよう、キャンパスの

中央に設置している。

学部履修ハンドブックは全学部新生に、Graduate Academic Handbook は大学院生に配布して大学の公式ホームページでも公開している。

→ ほぼ達成

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、2015 年に「2030 年の APU のあるべき姿、望ましい姿」として APU2030 ビジョンを策定し、これを基本方針として 2015 年度から 2020 年度までの具体の行動計画として「APU2020 後半期計画」を策定している。

この「APU2020 後半期計画」において掲げている目標を達成するために各部・学部・研究科等における各年度の取組内容を策定し、期中点検を経て期末に取り組み状況を踏まえ、次年度の取組項目を策定している。また、これらの取組項目には本学が採択されているスーパーグローバル大学創成支援事業における取組目標も反映しており、各部・学部・研究科等だけでなく、大学全体として取り組むべき目的・目標が網羅されている。

加えて、各部・学部・研究科等の責任者が年度初めに「事業方針」を策定し、各年度の取組について大学評議会において具体的に共有・議論を行っている。

→ 達成

第2章 内部質保証

点検・評価項目①：内部保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続きについて、「立命館アジア太平洋大学 内部質保証方針」にて定めており、これを基に、自己点検・評価（自己点検・評価委員会）、外部評価（大学評価委員会）、認証評価（大学基準協会による認証評価）を一連の検証サイクルとして、統合的に内部質保証を行う仕組みを構築している。

また、内部質保証システムの全体像は「立命館アジア太平洋大学における内部質保証システム体系図」において明示している。

→ 達成

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

「立命館アジア太平洋大学 内部質保証方針」において大学評議会が大学全体の内部質保証の推進に責任を負うこと、また自己点検・評価委員会が、大学全体及び各組織の活動にかかわる事項の点検・評価と、改善活動の進捗確認を行うこととして、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

→ 達成

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

大学全体として学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針は策定されているが、そのための全学としての基本的な考え方については設定に至っていない。

本学では毎年度、APU2020 後半期計画に則して各部・学部等における諸活動の実施項目を設定し、自己点検・評価委員会において全学的にその実施状況の点検を年二回実施し、年度末には次年度の改善計画に反映することによって、PDCA サイクルの実質化を促している。

これに加え、国際経営学部および経営管理研究科では、2016 年度に取得した AACSB 認証に関連し、教育、研究をはじめとした分野において、国際的な質保証、継続的な改善サイクルの推進に取り組んでいる。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応については 2015 年度に財団法人大学基準協会による認証評価を受け、指摘事項について管理シートを作成し、年 2 回開催する自己点検・評価委員会で進捗状況を管理している。また、自己点検・評価活動における客観性、妥当性は、外部委員により構成する大学評価委員会を設置し、2 年に 1 回開催することで担保しており、本学における内部質保証システムは方針・手続き等に基づき適切に機能していると判断できる。

→ 一部課題残る

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

本学では「立命館アジア太平洋大学 情報公開ページ」において、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の情報公開を行っている。公表を行っている情報については、各関連部署で作成した後、根拠となる資料とともに学長室で集約し、ダブルチェックを行った上で日英両言語で公開し、その正確性・信頼性を担保している。

公表する情報については各情報の更新時期に応じて、学内の担当部署において適切に更新しているほか、財務等法人全体として公表する情報については法人の担当部署と連携して適切に更新を行っている。

→ 達成

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では毎年度、APU2020 後半期計画に則して諸活動の実施項目を設定し、全学的にその実施状況の点検を年二回実施、年度末には次年度の改善計画に反映している。さらに、隔年で自己点検・評価報告書を作成することで、本学の諸活動を包括的に点検・評価し、その翌年度に外部委員で構成される大学評価委員会にて客観的な意見を得ている。これら一連の内容は、全学組織である自己点検・評価委員会および大学評議会にて報告し、方針や進捗の確認をしており、全学的な PDCA サイクルを適切かつ有効に展開している。また、目標・計画に対して進捗が芳しくない重要項目については、学長直轄の検討ワーキングを設置し、重点的に課題分析と対策立案を行う体制をとっている。内部質保証において重要となる自己点検・評価報告書については、機関会議等の根拠資料に基づき作成しており、これを学外の有識者によって構成される大学評価委員会が評価することにより、検証の客観性を担保している。

本学の内部質保証については、自己点検・評価、外部評価、機関認証を中心にシステムとしては確立されつつあるが、システム自体が「点検・評価」に重きが置かれており、点検・

評価結果を実際の改善・向上につなげ、さらにその結果を検証する恒常的なサイクルの構築については今後一層の強化が必要である。

→ 一部課題残る

第3章 教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

- 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、社会科学分野に特化した教育研究機関として、現在、2 学部 2 学科、2 研究科、1 研究所（研究センター）、および大学全体の教育を支える組織として、学部・研究科以外に3つの教育組織を擁している。開学から17年が経過し、これまで本学の理念や教育・研究のニーズに対応して組織改編を行ってきており、学術の進展や社会の要請に対応していると言える。その代表例が本学における教職員のFD/SD活動強化の必要性を踏まえ「アジア太平洋地域のFD/SD活動のハブ」となることを目的として開設されたグローバル教職員開発インスティテュートである。

今後は国際経営学部のAACSBの認証取得に代表されるように国際的通用性への視点を重視しながら、教育研究組織の更なる高度化に取り組んでいく。

→ ほぼ達成

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、教学部・研究部会議における調査・分析、必要に応じた教授会等における意見交換、大学評議会での確定、というプロセスと検証体制で行っている。特に教育組織の適切性については教学改革を主な節目として、教員組織整備計画の策定等を通して教育組織の適切性について点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。

→ 達成

第4章 教育課程・学習成果

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学習成果を明示した学位授与方針は、大学及び各教育研究組織の「教育研究上の目的」の改定等とあわせ、2014年度に各学部教授会、各研究科委員会等での審議を経て大学評議会にて決定し、大学ホームページを通して公表している。ただし、現在公表している学位授与方針には2017年度に各学部が実施したカリキュラム改革の内容を反映できておらず、改善が必要である。

→ 課題残る

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定および公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

教育課程の編成・実施方針は、大学及び各教育研究組織の「教育研究上の目的」や「学位授与方針」の改定等とあわせ、2014年度に各学部教授会、各研究科委員会等での審議を経て大学評議会にて決定し、大学ホームページを通して公表している。ただし、「学位授与方針」と同じく、現在公表している教育課程の編成・実施方針には2017年度に各学部が実施したカリキュラム改革を反映できておらず、改善が必要である。

→ 課題残る

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

- 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
 ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

各学部・研究科の教育課程の編成方針を踏まえ、毎年度、教育課程の実施方針として「開講方針」を策定し、体系的に教育課程を編成している。学部は日英二言語教育を基本とし、共通教育科目（言語教育科目・共通教養科目）と専門科目で構成されている。共通教育科目は両学部共通であり、特に多様な教育背景を有する学生を対象とするため、充実した初年次教育を展開している。専門科目は各学部の目的に沿った内容を配しており、各学部・コースにおけるコアとなる科目については必修科目として配置している。

大学院では英語のみの教育課程とし、コースワークと最終成果物を仕上げる演習を各研究科に応じて配している。

また、教育課程の順次性および体系性科目については科目にグレード番号を付して、望ましい履修時期を示して体系的な履修を促進するための「科目ナンバリング」を実施している。

→ 達成

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行う措置
 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

＜学士課程＞

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

・適切な履修指導の実施

＜修士課程、博士課程＞

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

単位の実質化を図るためセメスター毎に履修科目登録上限単位数を設けている。

シラバスは、各学部・研究科に共通して、講義分野、履修の目安、授業概要、到達目標、授業方法、毎回の授業の概要、予習・復習、成績評価方法、多文化協働学修の実践方法、学生への要望事項、テキスト情報、参考文献情報を記載している。国際経営学部と経営管理研究科は上記の項目に加え、CAMのラーニング・ゴールを用いて期待される学びを明示して

いる。

クラス規模は科目のグレード番号や授業形態を考慮した規模を設定しており、最大でも250名を上限としている。履修指導は、オフィスアワーやアカデミック・オフィスの窓口等で常時行っている。

→ 達成

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続きの明示
- ・適切な学位授与

期末試験のみで成績評価を行うことによって授業の空洞化を生じさないため、成績評価に占める期末試験の割合を5割以下に抑えることを課している。すべての科目の成績評価の方法・基準は、シラバスに記載されており、シラバス公開前に成績評価方法・割合を確認し、厳格な運用としている。

単位認定については、入学前に他の教育機関で修得した単位交換留学において修得した単位などを、科目の概要やシラバス等によって確認が可能であることを条件に、「立命館アジア太平洋大学教務規程」に基づき、適切に単位認定を行っている。また、入学後に他大学等で修得した単位については協定に基づく単位認定については、学内規定に基づき、大学の学則上の設置科目と適合するか否かの判断の上、単位認定を実施している。なお単位数の換算方法は、多国間における大学単位互換方法を定めた UCTS（UMAP 単位互換方式）を利用している。

学位授与基準は既述のとおり大学設置基準に基づき適切に設定され、その学位授与基準にそって学位授与手続きを実施している。

学士の学位授与は、学内規定に則り、教学部会議および教授会の審議を経て、学長が決定することとしている。

修士および博士の学位授与についても学内規定に則り、学位委員会における審議を行い、さらに教学部会議および教授会の審議を経て、学長が決定している。

→ 達成

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 学位授与及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の認定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学部・研究科単位、課程・専攻別に本学の国際認証や学部及び大学院のカリキュラムとの整合性を取った上でアドミッション・ポリシーを適切に定めており、これらをアドミッション・ポリシーとして、大学ホームページで公表している。

また、本学学生として望ましい学習歴、学力水準、能力等を学部・研究科単位で定めた上で、これらを大学ホームページで明示している。

なお、学部・研究科ごとに学校教育法等の規程に則して「学歴」の出願資格を設定し、入学するにあたり修得しておくべき知識等を出願資格として設定し、入学試験要項等で適切に明示している。

→ 達成

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望するものへの合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集および入学者選抜の方針は、毎年度、国際学生・国内学生別に定め、入学試験委員会の審議を経て大学評議会で決定している。

特に本学の場合、学部学生の約半数は国際学生であるため、国際学生の選抜はAO入試により実施しており、書類審査（出願資格、言語能力、高校または大学での成績、志望理由の確認）を行ったのち、全志願者に対して面接を行い、日本への留学意欲や適性、広く国際社会への関心等を適切に評価している。

選考段階における書類審査や採点、面接等においては、不正やミスの発生を防止し、客観性を担保すべく、複数の教職員による執行体制を敷き、合否判定については、入学試験委員会において定めた審査・選考基準に則り、教授会の専門委員会である入試判定委員会にて審議し、学長が決定することにより、透明性・公正性を確保している。

また、入学者選抜の透明性を確保するため、入学試験要項や入学試験ガイド、大学ホームページにおいて、前年度の入試結果（志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点等）についても公表している。

障がいのある学生の受け入れについては、入学試験要項やホームページにおいて、障がいなどの状況に応じて受験上の配慮を手配する場合があります、配慮を希望する場合は申請書を提出する旨を記載し、個別状況を把握した上で合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。

→ 達成

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

収容定員の適正な管理については、入試判定委員会で入学定員や収容定員と大幅な乖離がないよう慎重に合否判定を実施し、入学試験委員会、教授会、研究科委員会、大学評議会において、在籍学生数や入学者数等の確認を行っている。

ただし、両学部共に入学定員を充足したが、2年次・3年次編入学定員については未充足となっており、今後の改善課題となっている。なお収容定員の2学部合計数5,120名に対しては、2017年11月1日付け在籍学生数は5,534名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.08である。

また、大学院の収容定員に対する在籍学生比率はアジア太平洋研究科博士前期課程で0.76、同研究科博士後期課程で0.77、経営管理研究科修士課程経営管理専攻で0.94となっており、大学院全体として今後の改善課題となっている。

→ 課題残る

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の学生募集および入学者選抜のあり方については、年度ごとに総括および検証を行い、入学試験委員会で次年度の方針を審議した後、大学評議会で決定している。

また、収容定員や入学定員の適切性については、教学改革等の際に検証を行っている。なお、学部および研究科の入学試験結果については、セメスターごとに入学試験委員会、教授会（研究科は研究科委員会）、大学評議会、常任理事会、理事会等に報告し、全学で共有している。

上記のような点検・評価に基づき、課題となっている学部編入学の定員に対する入学者数比率については若干ではあるが改善傾向にあり、大学院の定員充足も改善傾向にあると判断できる。

→ 概ね達成

第6章 教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、教員公募を行う際の募集要項において、保有する学位や資格、職経験等の応募資格と共に、本学の基本理念等への賛同と本学での教育等に熱意を持っていることを応募条件として明記し、求める教員像を提示している。

また、教員の任用・昇任については「立命館アジア太平洋大学教員任用および昇任規程」に基づき、学歴・教育歴・研究業績にかかわる要件を含め、大学として求める教員像を明示している。

教員組織の編成に関しては、教学改革を主な節目として ST 比の改善や教育の質向上、財政課題等を踏まえ、教員組織整備計画を策定しており、現段階においては 2011 年度に策定した教員組織整備計画（2011 年度～2014 年度）の枠組みの中で、各学部・センターの教員組織を編成している。

→ 概ね達成

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

○学士課程における教養教育の運営体制

各学部・研究科の教員編制については、教員組織整備計画に沿って教員組織を編成し、大学設置基準、大学院設置基準上の必要専任教員数を上回る数の教員から編成している。

また、専任教員の構成は、開学以来、本学の理念・目的を実現するために外国籍教員を半数にするという方針を維持しており、現在、全専任教員 169 名中の 85 名（50.3%）が外国籍教員である。なお、専任教員の年齢構成に関しては、明確な方針を定めていないが、任用にあたっては教員組織の年齢構成を考慮している。

授業担当体制の編成については、専門教育の必修科目をはじめとする主要科目は専任教員が担当するよう考慮しているが、共通教育科目は専門教育科目に比して専任教員の担当比率が低い水準にある。

教員が担当する授業の責任時間数に関しては「立命館アジア太平洋大学教員責任時間規程」において職位毎に定めており、必要に応じて、大学評議会において責任時間を減じる措置をとることができるよう定めている。また、教学の発展充実と学術研究の振興を目的として、雇用期間の定めのない教員を対象に一定期間日常の業務を免除し、学外に滞在して研究・調査を行うことができる学外研究員制度を設けている。

大学院科目担当の資格審査は、博士後期課程科目担当基準、博士前期課程・修士課程科目担当基準を設け、それぞれに職位、学歴、教育歴、研究業績に関する基準を定めている。

学士課程における共通教育科目の運営体制については、両学部ならびに言語教育センター、教育開発・学修支援センターの多くの教員が関わり、その全体を教学部がコーディネートしている。

共通教養教育については、本学の特徴である多文化環境を活用し、社会ニーズ対応力の向上を図りつつ、本学がめざす「世界市民」としての基盤を形成することを目的とし、両学部ならびに言語教育センター、教育開発・学修支援センターの多くの教員が関わり、その全体を教学部がコーディネートしている。

→ 達成

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手

続の設定と規程の整備

○規定に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の任用・昇任に関しては、「立命館アジア太平洋大学教員任用および昇任規程」に定めており、教員組織に応じて更に細かな任用・昇任基準や手続き等を定めている。これらに基づき、全学人事委員会のもとに設置する「教員推薦委員会」や「昇任審査委員会」が審査を行い、審査結果を踏まえ、全学人事委員会が審査・投票を経て任用・昇任候補者を決定している。

→ 達成

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD 活動については、2016 年度に設置した「グローバル教職員開発インスティテュート」を中心として展開しており、教員の授業運営力や総合的な学生教育力、アドバイジング力の一層の向上を目的とした各種 FD プログラムや多文化環境におけるファカルティ・トレーニングの実践として「ミネソタ FD プログラム」を米国のミネソタ大学と連携して実施している。

また、本学では、組織活動に関する評価および個々の教員の活動に関する評価を通じて、教育研究水準の向上を図るべく教員アセスメント制度を実施している。

→ 達成

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体としての教員組織の適切性については教学改革等を節目として教員組織についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて教員組織整備計画を策定している。

全学人事委員会において、毎年度の各学部・センターの教員任用計画を策定するのに合わせ、各学部・センターの教員組織の適切性を確認し、大学全体の最適性の観点から教員組織のあり様を評価し、任用計画に反映している。

また、個々の教員が自らの活動を振り返り、自己点検・評価し、改善・向上に取り組むことを目的とした教員アセスメントを実施しており、教員組織の適切性を担保している。

このような教員組織についての点検・評価結果や法制度の改正などを踏まえ、本学ではこ

れまで、テニュアトラック制度や任期制教員の導入など、教員組織の適切性の維持・向上に取り組んでいる。

→ 達成

第7章 学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、「多文化共生キャンパス」の創造と維持のため、また、多様な価値観・文化背景を有する学生が安心して学業に専念できるよう、開学以来、さまざまな環境整備や学生支援に取り組んでいる。本学における学生支援を通じた特徴は、学生の生活や活動を通じて、より濃密な他者との交流と協働の経験を得られる点にあり、このような視点を踏まえ、6つの学生支援の基本方針を定めている。

→ 達成

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

○学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生生活の支援については、副学長（学生担当）のもと、学生部長、学生部副部長を配置し、学生委員会を中心として取り組んでいる。2016 年度からは日本語・英語で対応できる専任職員のカウンセラーを配置し、メンタル不全など学生への支援体制を強化した。また、多様性をサポートする取り組みの一環として、2017 年度より LGBT の基本方針を定め取り組んでいる。

学習面での支援については単位修得状況や授業への出席状況の思わしくない学部生を対象に、学生部が教学部連携し、教員と情報共有などを行いながら個別指導を行っている。また、多様な学生が、入学後円滑に大学での学修に適応することを目的として、国際教育寮での合同宿「入学前基礎力アップ講座」をはじめ、様々な入学前学修支援を行っている。

正課外の学習支援としては、言語面の学習支援を行う自主言語学習センター（SALC）や数学の学習支援を行う Analytics and Math Center（AMC）を設置し、学生の自主学習やピアラーニングを促すとともに、教員や TA による指導が受けられる体制を整備している。

休学・退学については学生との個別面談を行った上で学生委員会において審議し学長が承認することになっている。なお、本学では留年制度は設けていない。

障がい学生への支援については障がい学生への支援に関する指針（ガイドライン）を策定し、大学公式ホームページ、大学案内、入試要項、入学手続き要項、学生生活ハンドブックで公開をし、学生部長を委員長とする「障がい学生支援委員会」を設置し、支援内容の報告および課題等を共有する委員会を各セメスターに実施している。また、各オフィスに「障がい学生支援相談員」として配置し、学生の相談に応じている。

キャンパス整備においても、自動ドア改修や寮の居室改修等を行い、障がい学生が円滑に大学生活を遅れる環境を整備している。

学生への経済的支援については、国内学生に対する経済的支援としては「日本学生支援機構奨学金制度(給付型・貸与型)」、国際学生に対しては大学独自の学費減免型の奨学金「国際学生授業料減免制度」を中心とし、それらを補完する制度として、大学独自の奨学金制度や外部の給付型奨学金により学生への経済的支援を行っている。

正課外支援としては、国際教育寮 AP ハウスにおいて寮運営や学生間の交流を促す多様な取組を大学と学生が連携して実施し、異文化理解の促進、学生の自律性や協働力の育成に取り組んでいる。また、正課外活動においては本学学生の正課外活動に対する実態と傾向を踏まえ、多様な支援の枠組みを設定している。本学においては、正課・正課外において学生スタッフが支援に携わっており、これらの学生スタッフの育成については体系的な研修プログラム等を整備し、学生スタッフの育成に取り組んでいる。

生活面における支援については日英 2 言語対応が可能なヘルスクリニックを配置し、地域の総合病院の一つと緊密な協力関係を結び、日英 2 言語で対応している。さらに、本学学

生のモビリティの高さを踏まえ、海外渡航をとまなう正課プログラムの参加学生および正課外活動団体の所属学生に対しては、「危機管理授業」を実施している。なお、学校医が委員長となり、地域の医師会、保健所、市役所と連携し、学生の健康管理等について情報共有と意見交換を定期的に行い、緊密な連携体制を構築している。

ハラスメントへの対応についてはハラスメント防止委員会を中心とした体制を敷いており、教職員を相談員として配置し、ハラスメント防止に関する規程およびハラスメント防止のためのガイドラインを制定している。

学校法人立命館では学園関係者の生命、身体および財産を保護することを目的に、「学校法人立命館リスクマネジメント規程」を制定しており、本学ではその目的を実現するために立命館アジア太平洋大学リスクマネジメント検討部会を設置している。

また、学内にはAEDを設置（総数7台）し、教職員に対して「普通救急講習会」を実施しているほか、災害の備えとして自衛消防団を組織し、教職員・学生参画のもと、定期的に防災訓練を実施している。

薬物乱用防止に向けて、春と秋に実施される新入生オリエンテーション時に啓発を行っている。喫煙については、中期的なキャンパス内全面禁煙を目標に、現在は喫煙エリアの設置により、キャンパス内の完全分煙を推進するとともに、新入生オリエンテーション時に喫煙者への喫煙マナーの啓発等を実施している。

学生のキャリア支援については副学長・就職担当（教員）が主宰する進路就職委員会を置き、首都圏や大都市圏における就職活動を支援するため、立命館東京キャンパス・立命館大阪キャンパスでの支援体制も敷いている。

本学では、学生によるキャリア支援としてピアサポートを重視しており、キャリア・パス形成を支援する学生団体や就職の内定を得た学部4回生が自らの経験をふまえて3回生以下の学生を支援する学生団体を中心となって活動を行なっているほか、卒業生も在学生のロールモデルとして、正課・正課外で学生のキャリア支援を行なっている。

正課においても、キャリア・パス形成の視点をカリキュラムに反映させ、キャリア・デザイン科目やインターンシップ科目を配置し、低回生からのキャリア形成支援を実施している。

また、本学の学生の就職活動は時間的にも経済的にも不利な条件下にあるため、これを克服するための支援として、企業をAPUへ招致し、年間述べ250社が学内で企業説明会や選考会を実施している。

→ 達成

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については各担当の部局において定期的に総括を行い、統括する各委員会に報告し、課題の共有を行なっている。その上で、次年度の支援方針を策定、実施するという PDCA サイクルが確立されており、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。

→ 達成

第8章 教育研究環境

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では APU2030 ビジョン、APU2020 後半期計画に基づき、長期修繕計画の内容を踏まえた上で、キャンパスマスタープランを策定している。

→ 達成

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地面積は大学設置基準値を上回っており、本学において教育・研究活動を行うにあたって十分な校地及び校舎を有していると判断できる。

施設・設備の安全・衛生の確保を図るため、施設設備の故障、事故の発生をいち早く感知するシステムである中央監視装置を設置し管理しており、リスクマネジメント等に関わる規定も適切に策定している。

→ 課題残る

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2017年5月現在、蔵書数は図書 215,993 冊、雑誌 2,776 タイトル、オンラインデータベース・電子ジャーナル 89 種類、視聴覚資料 3,756 点となっており、本学の教育・研究分野構成にふさわしいバランスと特色ある蔵書構築となっている。

閲覧可能なデータベース・電子ジャーナルについては、学外からも VPN 接続により利用可能である。文献複写、図書館間相互貸借（ILL）申し込み、予約・取り寄せについてもウェブを通じて行うことができ、利便性の高い学術情報提供を図っている。

これらの図書・雑誌・電子情報については、同一法人の立命館大学の図書館（計 7 館）との間で、所蔵資料の情報検索、電子資料の横断検索、予約・取り寄せといった相互利用が可能となっており、国立国会図書館や国立情報学研究所を始め、国内外の大学と NACSIS-Webcat（総合目録データベース）や ILL による相互協力により、広く学術情報や目録情報を共有している。

館内の閲覧用座席数は 1,034 席であり、1 階フロアはラーニング・コモンズとして協働学修スペース、プレゼンテーションルームやグループ学習室等を設置しているほか、ライティングセンター（日本語／英語）や数学・統計学の学習サポートを提供する施設の利用も可能となっており、開館時間は、授業開講期の月～金曜は 8 時 30 分～24 時 00 分、土日祝日および長期休暇期間は 10 時 00 分～18 時 00 分となっている。なお、窓口およびレファレンスカウンターには司書資格を持った委託職員等を配置しており、学生の学習に配慮した図書館利用環境となっている。

→ 達成

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な執行
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ 論文作成セミナーの実施等研究活動を支援する体制

○教育活動を促進させるための条件の整備

・教育施設・設備、環境の整備

・ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制

研究費については、雇用期間の定めのない教員、任期制教員および特別招聘教員全員に対して、1年度につき個人研究資料費として年 200,000 円、研究旅費として年 100,000 円を支給している。加えて、本学では学内助成を含む多様な教員の研究支援制度を運用している。

さらに、雇用期間の定めのない専任教員に対しては、1セメスターの間授業担当義務を免除し研究活動に専念できるサバティカルを運用している。

学内助成制度については常時見直しをしており、研究者のニーズに応えつつ、事務的作業の効率化による研究サービス余力の創出に努めている。また、財政的な支援のみではなく、英語論文の作成・投稿支援セミナー等を開催し、研究関連スキルの向上にも努めている。

教育活動を促進するための条件の整備については、「ラーニング・コモンズ」に協働学修スペースや個別学修サポートを提供する機能（ライティングセンター・Analytics and Math Center）を設置している。

また、本学では各授業科目の学習管理を目的として LMS を全学で導入しており、学習教材の配信・保管・蓄積、小テスト等の実施、受講学生の学習成果等、試験の成績などを統合的に管理している。

加えて授業における教育・学修支援体制としてティーチング・アシスタント（TA）を幅広く配置し、授業の質向上に努めている。

→ 達成

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規定の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関しては、「立命館アジア太平洋大学研究倫理指針」「立命館アジア太平洋大学研究活動不正行為防止規程」を定めて基本的なルールを定めているほか、研究者として考慮すべきポイントを指針化した「立命館アジア太平洋大学における人を対象とする研究ガイドライン」と「立命館アジア太平洋大学における適切な研究成果発表のための指針」を定め、これらを大学ホームページにも掲出して周知している。また、「立命館アジア太平洋大学研究倫理委員会」を設置し、「立命館アジア太平洋大学研究倫理指針」の周知徹底等に取り組んでいる。

さらに、「立命館アジア太平洋大学研究コンプライアンス倫理審査委員会」を 2017 年度に設置し、研究倫理に関する研究者からの照会等に迅速に対応できるようにしている。

→ 達成

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生によるライブラリーの利用状況に関する各種データおよびアンケート結果からなる「アニュアル・レポート」を毎年度作成し、総合情報センター運営委員会において共有され、次年度以降に向けた課題設定や各種施策の検討を行っている。

研究環境の適切性の点検・評価は毎年国際協力・研究部の活動を大学評議会に報告し、評価を受け、その結果を次年度以降の改善に活用している。

→ 達成

第9章 社会連携・社会貢献

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、大分県と同別府市との大型公私協力による大学設置であるという基本的性格から、開学前から「地域との連携」を基本目標の一つに掲げ、地域貢献に関する基本的指針を「APU からの提案」として 1999 年 6 月に公表している。さらに開学 20 年を節目とし、次の 10 年、本学が世界と地域に対してさらに貢献すべき役割や責務について、「APU2030」の中に反映させている。

→ 達成

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

本学では開学時より国際協力を通じた国際貢献・国際連携に重点を置いており、その一環として、JICA から国際協力事業を受託し、本学の研究成果を社会へ還元してきた。また、地元自治体からの委託を受けて、多様な一般市民向け講座等も実施しているほか、海外での大分県の認知度向上を目的に、アジア各国向け CM 作成等も行っている。

本学では開学時に本学の理念とミッションに賛同する政財官学各々の分野でのリーダーに「アドバイザー・コミッティ（以下：AC）」の委員に就任いただき、APUの教学の充実と発展に向けた講演会・講座等の実施や就職斡旋等の協力をいただいている。また各国のAC大使館には、入学者や在校生が安心して大学生活を送れるように様々な就学援助の協力を頂いているほか、アカデミック・アドバイザー制度を設け、国内外の著名な研究者・教育関係者に就任していただき、特別講義や講演会等を開催している。

また、アジア太平洋カンファレンスを毎年開催し、国内外から研究者が集まり、本学教員がネットワークを広げ、論文共同執筆につながるといった成果も出ている。

地域社会との連携においては、大分県下19のすべての自治体だけでなく、長野県飯田市、宮城県気仙沼市、福岡県福岡市を含めた計22市町村と友好交流協定を締結し、積極的に交流事業を展開している。

企業連携においては、グローバル企業向けの研修プログラム「Global Competency Enhancement Program (GCEP)」を展開し、グローバル化するビジネス環境に適応できる人材を育てたいとの企業の要請に答えている。

また、ムスリム研究センター（RCMA）では「RCMA 特別講座」を大分市内等で実施し、同センターが支援する形で、大分県内の醤油・味噌トップメーカーとハラル醤油の共同開発事業に取り組んでいる。

→ 達成

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、外部の地方自治体や企業関係者を含む大学評価委員会において、自己点検評価報告書に基づいて検証している。自己点検評価報告書には社会連携・社会貢献についての項目も設定しており、大学評価委員会からの指摘等に基づき、改善・向上に取り組みながら、社会連携・社会貢献の適切性を担保している。

→ 達成

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学

運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する大学としての方針としては、立命館アジア太平洋大学学則において学長、大学評議会、教授会、専門委員会等のそれぞれの目的や役割等について明示している。

各委員会等の目的や役割等についてはそれぞれ規程を定め、学則等の規程に反映し、大学構成員へ周知を行っている。

→ 達成

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意識決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

学長の選任方法については、私立学校法に基づく寄附行為等の規程の定められており、その役割と責任については本学学則に定められている。副学長・学部長・研究科長等の役職者は、本学学則の定めにより、本学の学長が任命を行う任命制となっている。また、理事たる副学長・学部長についてはその校法人全体の運営方針について、理事として徹底を図り執行する責任と権限も有している。

学長は、本学学則において「本大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定められており、教授会については学長が決定すべき事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。」と定められている。校務に関わる決裁については専門委員会等の審議を経た上で、学長の決裁を受けることとなっている。

教学の管理運営は、学校教育法および関連法令に基づく学則に従い行われており、寄附行為には役員構成およびその選任方法、理事会・評議員会の構成および議事等について定め、学則では、教学事項の決裁基準や教授会をはじめとする機関会議における議事等を定め、これらを基本として学園の管理運営が行われている。

また、事業計画、予算、規程等の必要な事項に限り、法人の機関会議（常任理事会、理事会、評議員会）において、経営判断を含めた審議・議決を求めている。

学生からの意見については定期的に副学長・学部長との懇談会（Talk with Dean）を実施し、本学における教育活動についての意見の聴取等を行っている。教員については教員懇談会、教授会を開催し、本学における教育・研究活動についての意見交換等を行っている。職員については毎週各課において開催される業務会議等を中心に大学全体の課題等について議論を行っている。

危機管理については、自衛消防隊を設置し、毎年全学総合防災訓練を実施している。2016年4月16日に発生した熊本地震では、それまでの蓄積が活かされた面もあるが、想定したとおりにはならず、マニュアルの不備、施設設備やシステムの不十分な点もあったため、今後の改善が必要である。

→ 概ね達成

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統括等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、常任理事会のもとに置いた事業計画委員会で、事業計画に基づいた諸計画の進捗状況等の総括と、それらに連動した予算編成方針、予算原案の作成を並行して行っている。また、決算分析に基づく予算見直しを行い、各オフィスとの間で意見交換をしながら予算編成を行っている。

日常的な予算管理や予算執行については会計システムによって運用しており、規程に則った予算執行の承認・決裁、配布予算を超える執行や入力ミスの防止、予算残高や執行明細等の各種照会検索等、当該システムを中心として予算管理を厳格かつ効率的に行っている。

→ 達成

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適切な業務評価と処遇改善

専任職員の採用は、学校法人立命館として一本化している。昇格については、キャリアシート、APU 職員評価制度に基づき、適切に行っている。

本学では、日英2言語業務への対応として、2010年度に雇用期限のない特定職員制度を

創設し、後方支援事務の標準化、仕様化、集約化とアウトソーシングに取り組んでいる。

なお、教職協働については、多様なプロジェクト等へのメンバーへの就任、入試面接の協働実施などをはじめ、立命館の伝統として開学以来、あらゆる分野において実施してきている。

業務評価については、年度初めに 1 年間の業務について目標設定および具体的手段・方策を設定し、担当課長と期首、期中、期末に面談を行い、課長評価、次長評価、事務局長評価を行い、最終結果がフィードバックされる。また、学校法人立命館として、人事部を主管として、各専任職員でキャリアシートを作成し、これまでの培ってきたキャリアや、今後の研修希望や異動希望を記載できるようにしている。

→ 達成

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効率的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施。

本学の SD の取組としては、各種の学外 SD 研修への派遣、学校法人立命館全体で実施する各種研修、本学独自で実施する研修の 3 種類を実施しており、2016 年度に設置されたグローバル教職員開発インスティテュートを中心に多様な SD プログラムの実施を行なっている。

→ 達成

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○監査プロセスの適切性

○点検・評価結果に基づく改善・向上

2 年に一度自己点検評価報告書を作成し、当該報告書に基づき、大学評価委員会による大学評価を実施している。大学評価実施後については委員長名で評価報告書が作成され、学長に対して報告が行われる。報告書の内容については学長が指摘・改善事項等を中心に大学運営に反映している。

また、毎年監事による定期監査、会計事務所のよる会計監査を行っている。

→ 達成

第 2 節 財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策

定しているか。

評価の視点

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

＜私立大学＞

○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財政計画については、2024年度までの中期計画を立案し、教員人件費、職員人件費、奨学金といった主要な支出項目については、上限を設定している。

また、長期施設改修、情報システムといった年度によって支出額に変動があるものについては、複数年度予算制度を設け、複数年度での上限を設定している。

財務関係比率に関する指標については日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団）の定める「経営判断指標」を流用し、法人ではなく、APU 部門での決算数字に基づき確認を行っている。

→ 達成

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

学校法人に求められる財政の安定性・継続性を確保しながら、本法人の目指す「教育と研究の質向上」を図る取組を財政的に支えるため財政運営基本方針を策定している。この基本方針に基づき、学園財政の安定的・永続的な運営を確保するとともに、新規事業やキャンパス整備等にあたっては、将来を見通した財政基盤の形成に取り組んでいる。

なお、本法人では、それぞれの教育・研究等の活動と財政とを一体的に捉えて各設置校の運営を行い、財政規律を維持する考え方を基本としている。

外部資金については私立大学等経常費補助金等を活用して、積極的な大学改革を進めているほか、「スーパーグローバル大学創成支援事業」等をはじめとした外部資金を獲得し、毎年度2億円以上の資金を受け入れている。

また、多文化共生キャンパスという大学の特色を活かし、企業人材のグローバル化研修（GCEP）を積極的に展開し、現役の企業人を研修生（科目等履修生）として受け入れている。

収支関係では、財政運営基本方針に沿って中長期的な施設取替更新を視野に入れた資金の積立を行っている。

資産の構成では、固定資産の割合が大きくなっており、これは学園・教学創造による施設

設備等の整備事業を行いつつ、安定的・永続的な教育研究環境の維持のために必要となる資金のストック形成が進んでいることによる。

総資産の構成比では、総負債比率が 2013 年度の 9.6%から 12.2% (2017 年度) に増加していることにより、自己資金構成比率が下降傾向にある (2013 年度 90.4%、2017 年度 87.7%)。消費収支差額 (累計) は、2010 年度以降支出超過となっているが、基本金組入れ後のものであることから、必要な自己資金は確保されており、財政の安定性は確保できていると評価できる。

→ 達成